

平成26年双葉町議会第1回定例会行政報告

平成26年第1回双葉町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、本日で3年が経過致しました。

国からは、未だに町への帰還見通しが示されないまま、町民のみなさんは、厳しい避難生活を強いられており、このまま避難生活の長期化による健康の維持が何より懸念されるところであります。町といたしましても、町民のみなさんが、帰還するまでの間、避難先において、健康で日常生活が送れ、生活再建が果たせるよう、職員一同、諸課題の解決に向けてより一層努力して参りたいと考えております。

12月定例会以降の行政経過についてご報告致します。

町民のみなさんの避難状況であります。3月7日現在、福島県内には、3,963人、福島県外には、3,054人が、全国39都道府県、398市区町村に分かれて、未だ不自由な日常生活を送られております。

旧騎西高校避難所に入居されておりました町民が昨年12月27日で全員が退所され、埼玉県、福島県等の借上住宅に入居されました。

災害救助法に基づく、第一次避難所として利用しておりました旧騎西高校避難所を3月末には閉鎖する方向で精力的に取り組んでおり、施設の修繕、整理等を順次進めているところであります。

1月4日は、いわき市のスパリゾートハワイアンズにおきまして、「平成26年 双葉町成人式」が挙行されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国各地で長期の避難生活を強いられている中、59名の新成人の皆様が出席されました。

新成人者からは、「はたちの夢」と題して、多数の来賓の方々を前にして、ふるさとの復興に向けた貴重な意見が出されました。

新春恒例のダルマ市が1月11、12日の両日、いわき市南台仮設住宅イベント広場を会場に開催されました。

今年も町消防団第二分団の有志の方々と組織する「夢ふたば人」の皆さんが、

「古里の伝統行事を絶やさず、未来へつなごう」と開催されたものであります。

初日は、安全祈願の後、奉納神楽、民俗芸能の発表や子供神輿、ダルマ神輿などが行われました。

二日目は、芸能発表会や歌謡ショー等が行われました。両日とも好天に恵まれ、会場には、双葉ダルマや食べ物などの露店が立ち並び、県内外の避難先から訪れた町民の方々が友人との再会を喜んだり、地域の方々が縁起物のダルマを買い求めるなど、大勢のご来場者で、賑わいをみせておりました。

町としても、送迎バスを運行し、一人でも多くの町民が足を運んでいただけるよう、支援したところであります。

1月14日から2月6日にかけて、帰還困難区域等への公益立入及び一時帰宅者の安全確保のため、前田大熊線ほか8路線9か所の応急補修工事を実施すると共に、震災により橋と路面との段差が大きい、舘腰中田線の中田橋ほか20橋梁の段差擦り付け舗装工事を実施し、段差の解消を図っております。

また、数十年振りの大雪となりました2月8日から9日にかけての降雪対策のため、重機借上げにより、主要な道路の除雪を実施しております。

引き続き、降雨や強風等の影響による倒木等、一般町道等の路面確認のため、定期的な巡回を行い、立入バス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めて参ります。

1月30日には、東日本大震災と原子力発電所の事故以来、休校しておりました町立幼稚園と小・中学校の再開に向けての説明会を開催しました。今定例会に町立小・中学校と幼稚園の条例の一部改正について上程しておりますが、4月1日から当分の期間、民間施設を借用して開校することとしました。入園・入学予定者数は、一学期中途からの希望者を含めて、幼稚園・小・中学校合わせて10名となっております。

昨年12月から環境省が業者へ委託し実施しておりました、イノシシ等、野生鳥獣の駆除対策につきましては、箱罠を6ヵ所設置し、イノシシ37頭の捕獲成果を上げ2月末で本年度の作業を終了いたしております。

農地等の荒廃や家屋への侵入による被害の防止のため、次年度以降も継続するよう国へ要請して参ります。

帰還困難区域等への住民の一時帰宅は、2月を除いて概ね月に1回の立ち入りを行っており、月曜日と火曜日を除いて立ち入られる方々の都合の良い1日を選んで頂いて実施しております。

本年度は、4月24日の開始から2月末日までのマイカー立入り累計実績数が、5,029世帯で12,017人の方が立ち入られております。

又、バス利用による一時帰宅も、これまで5月、7月、8月、10月、12月の5回で延べ10日間実施し、182世帯、275人が立入りを行っております。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、大震災当初からの累計は、119件、355,000千円となっております。

また、町独自で委託しております双葉町内の空間放射線量の測定結果についてはこれまでどおり福島県のシステムに登録し随時公表しております。現在、本年12月に実施した375地点の測定結果を、インターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村と共に公開しておりますが、今年度の測定結果も、印刷配布を行う予定であります。

帰還困難区域の通過交通については、様々な目的に応じて期間を設定し、制度を開始した昨年6月17日からこれまでに992件の通行証を発行しております。また、通行証の有効期間は、町の判断として本年1月から必要に応じた期間から最長6カ月までの期間に変更しております。

双葉郡内の国道においては、空間放射線量率は減少傾向にあるものの、道路上でも依然として高い地点もあることから、若年者には通過や立入りは、引き続きご遠慮して頂きたい旨を常に申し上げております。

なお、職員による町内パトロールも継続して実施すると共に、警備会社による防災・防犯監視の町内巡回も引き続き毎日実施しております。

中間貯蔵施設につきましては、昨年12月14日に石原環境大臣と根本復興大臣から佐藤福島県知事及び双葉町、大熊町など関係町長に対して、受入れの要請がありました。その後2月4日に、知事から双葉町、大熊町の2町に集約する再配置案が示され、2月7日の双葉地方8町村長会議においても同様の説明がありました。その後、2月12日には知事が両大臣に対し、再配置案及び生活再建支援策並びに地域振興策の検討を申し入れたところであります。今後は、国の対応方針を見極めた上で、国による説明会を開催させ、町民のみなさんのご意見等を伺うとともに、議会との協議や福島県、大熊町とも連携を図りながら、慎重に判断していく考えであります。

一方、国の除染モデル事業は、追加要望による山田地区でのモデル除染事業も終了しており、これらの結果は、今後国が実施する本町の除染方針に適切に反映されるものと考えております。

町内墓地の除染と並行して行っております墓地の整備事業も近年まれにみる

降雪等にも影響を受けましたが、作業員を増員するなどの対策を講じた結果、お彼岸までの事業完了が見込まれております。

甲状腺検査についてであります。全国に避難されている39歳以下の方を対象として、医療機関の全国組織に委託しており、301名の方が検査を受けております。

尿による内部被ばく検査については、2月末現在で337名の方が検査を受けられました。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査についてであります。いわき事務所、埼玉支所、ひらた中央病院において、2月末までの報告分として230名の方が受検されております。さらに、中通り、会津地区に避難されている町民の方が検査を受けやすくするために、2月末から福島県所有のホールボディカウンター積載車を活用し応急仮設住宅で検査を実施している状況であります。今後も引き続き、随時受け付けと検査を行ってまいります。

双葉町復興ロゴマークにつきましては、2月26日から3月7日にかけて、はがきとインターネットによる町民投票を実施し、東日本大震災の発生から3年となる本日、公表することといたしました。

今回の復興ロゴマークに取り入れた「ずっと、ふるさと。双葉町」のスローガンには、「私たちの生まれ育った大切なふるさと。その思いをこれからも持ち続けていくことが、新しいまちづくりにも生きてくる」という私たちの想いを込め、ふるさと双葉町への想いを抱きながら、新たな双葉町を大切に育てていきたいという強い願いを表現したデザインとなっています。

双葉町は現在、数多くの困難な課題を抱えていますが、双葉町の復旧・復興に向けて、町民と町が一体となって目標を共有し、絆を維持・発展させていくことが重要でありますので、復興に向けた機運を醸成し、双葉町が頑張っている姿を、この復興ロゴマークを通して全国に発信していきたいと考えています。

平成25年6月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、町民の生活再建と町の復興に向けた取組を進めております。

まず、双葉町復興まちづくり計画（第一次）の具体化に向けた取組については、平成25年10月に「双葉町復興推進委員会」を設置し、これまで5回にわたり、町民のきずなの維持・発展、双葉町外拠点、町民一人一人の生活再建など、復興まちづくり計画に書かれた施策の推進方策について活発なご議論をいただけてきました。平成26年2月5日に委員会から、町に対して、復興まちづくり計画（第一次）に基づき当面強化していくべき取組として、「双葉町復

興推進委員会第1期提言書」をいただいたところです。

この提言書を受けて、町関係課長等により組織された「双葉町復興まちづくり計画推進会議」において事業計画案について検討、協議を行い、3月5日に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」を策定しました。

平成26年度は、この事業計画に基づき、いわき市南部（勿来地区）を中心とする「双葉町外拠点」の整備や、町民のきずなの維持・発展の取組など、具体的な施策・事業を計画的に進めてまいります。さらに、ふるさと双葉町に強い思いを有する方の希望にお応えできるよう、双葉町への帰還と町の復興への道筋を本格的に議論して行きたいと考えており、委員会の意見も伺いながら、長期ビジョンの策定にも取り組んで参ります。

復興公営住宅の整備につきましては、平成25年10月に復興庁、福島県と共同で実施した「双葉町住民意向調査」の結果を踏まえて、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に町民がまとまって居住できる復興公営住宅の整備を福島県に要請し、国、福島県、受入自治体と協議を進めております。

平成26年2月には、福島県により整備が進められていた、復興公営住宅のモデルルームがいわき市及び郡山市に完成し、入居を希望する方が具体的な入居イメージを体感できるよう間取りや設備などをご覧いただくことが可能となっております。平成26年4月からは、平成26年度完成予定である県全体で528戸の復興公営住宅の第1期募集が始まる予定です。現在、双葉町民が中心となって入居できる復興公営住宅としては、いわき市南部（勿来地区）などでも整備が予定されているところであり、こうした住宅に入居を希望される方が、できる限り早期に入居できるよう国、県、受入自治体と協議を加速させてまいります。

原子力損害賠償についてであります。町では、これまで国に対して、町民の被害実態に沿った賠償指針の見直し、特に、財物賠償の基準について避難先で住宅を取得できる水準とすべきこと、事故後6年以降の精神的損害の取扱いを明らかとすることなどを求めてきました。平成25年12月26日、国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第四次追補が決定し、双葉町については、町の実情を踏まえ、帰還困難区域と避難指示解除準備区域の区別なく、全町一律の取扱いとして、精神的損害の追加賠償及び住宅確保に係る追加賠償がなされることとなりました。第四次追補に基づく追加賠償を速やかに実施していくよう東京電力に求めるとともに、町民の被害実態に沿った賠償指針・基準のさらなる見直しに向けて、国及び東京電力に対して継続して強く要求して参

ります。

原子力損害賠償未請求者については、東京電力によると、平成26年2月末現在において、仮払金受領後に本賠償請求を行っていない方が291人となっており、徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がいらっしゃいます。今後、こうした未請求者の皆さんに対する賠償請求の周知をさらに強化してまいります。

双葉町弁護団への依頼件数は、平成26年2月末現在で延べ276世帯702人となっております。未請求者のほか請求手続きで課題を抱えている町民を支援するため、双葉町弁護団との連携を引き続き図ってまいります。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所をめぐる情勢は、依然として汚染水タンクからの漏えい事象や電源ケーブルの損傷に伴う使用済燃料プールの冷却機能喪失事象などにより、依然として多くの町民に強い不安を与えています。真の収束に向けて、引き続き、国及び東京電力に対して、福島第一原子力発電所の事故収束に全力で取り組むよう強く求めてまいります。

全国の原子力発電所が立地する市町村の首長・議長から構成される全国原子力発電所所在市町村協議会が、2月20日・21日及び2月27日・28日に福島第一原子力発電所及び双葉町をはじめとする被災地を視察しました。2回にわけて実施された視察には、20自治体から延べ65人の首長や議長等の参加をいただきました。参加者には、被災地の厳しい現状をご理解いただき、会長の河瀬敦賀市長からは、全原協として、国に被災地の復興に向けた支援の実施の申し入れていく旨、表明いただいたところです。

また、福島県、双葉町、東京電力の三者で締結する「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」、いわゆる安全協定については、福島県や大熊町と連携しながら、今日の福島第一原子力発電所の実態に即したものとなるよう、事務レベルにおいて協議を進めておりますので、協議がまとまり次第、議会に報告させて頂きたいと考えております。

最後に本定例会に提案致しました、案件について申し上げます。

専決処分の承認が1件、条例の制定が5件、条例の一部改正が13件、平成25年度一般会計及び特別会計補正予算（案）が5件、平成26年度一般会計及び特別会計予算（案）が7件、合わせて31件となりますので、慎重なるご審議を頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。